

議案第 14 号

教育委員会資料
平成 27 年 3 月 24 日
教育部 図書館交流課
課長：赤羽 篤 担当：小林 敬治 沖 智志
内線 734-100

タイトル	安曇野市図書館管理規則の一部を改正する規則について
決定を要する事項の内容	損害賠償規定の改正
要旨	安曇野市図書館管理規則第 15 条に規定する「図書等の弁償方法」について、改正を行う。
説明	市の例規における損害賠償規定を統一するための改正を行う。 第 15 条中「重大な」を削る。

安曇野市図書館管理規則の一部を改正する規則

安曇野市図書館管理規則（平成18年安曇野市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第15条中「重大な」を削る。

（施行期日等）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。